



# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受ける事業者向け補助・助成

町内に店舗を有する中小企業及び個人事業主のうち、	
<b>対象</b>	① 小売業 ② 宿泊業 ③ 飲食業 ④ 理美容業等生活関連サービス業、娯楽業 ⑤ その他の教育、学習支援業 ⑥ その他不特定多数の方と接触のある事業者
<b>内容</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;"><b>冬の感染予防対策に取り組む経費の一部を補助します</b></p> <p><b>補助対象経費</b></p> <p>■基本的な感染の防止対策、換気対策及び保湿対策として整備する次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）</li> <li>・CO<sub>2</sub>センサー（二酸化炭素濃度計等）</li> <li>・加湿器</li> <li>・非接触型手指消毒器</li> <li>・自動噴霧器等</li> <li>・接触予防対策用消耗品（アルコール、消毒液、手袋、清掃用具等）*1</li> </ul> <p><b>補助額</b></p> <p>■対象経費*2×4/5以内 (1事業者あたり補助額上限: 10万円、下限2万円)</p> <p>*1 接触予防対策用消耗品: 総額2万円未満（消費税及び地方消費税等を除きます） *2 対象経費: 消費税及び地方消費税等を除きます</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;"><b>受入体制整備や新業態開始に取り組む経費の一部を補助します</b></p> <p><b>補助対象経費</b></p> <p>■感染防止のために行う受入体制整備や新業態開始に要するものとして導入する次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫（まつ）感染防止アクリル板等</li> <li>・透明ビニールカーテン等</li> <li>・非接触型自動水栓（蛇口） ・換気扇</li> <li>・トイレ内人感センサー付き照明器具</li> <li>・店内の換気に必要な網戸 ・非接触型体温計</li> <li>・キャッシュレス決済端末</li> <li>・ECサイト開設・利用経費</li> <li>・IT導入経費 ・配送手段等設備導入経費等</li> </ul> <p>また、次のものは初期導入経費のみが対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウトデリバリー用容器・箸・スプーン等</li> </ul> <p><b>補助額</b></p> <p>■対象経費*3×4/5以内 (1事業者あたり補助額上限: 10万円、下限2万円)</p> <p>*3 対象経費: 消費税及び地方消費税等を除きます</p> </div> </div>

<b>内容</b>	<b>事業継続のための家賃等軽減助成金の申請を受け付けています</b>
<b>対象</b>	町内で事業を行うために、家賃・地代等を負担する中堅・中小企業*4、個人事業者
<b>対象</b>	町内で事業を行う事業者のために、家賃・地代等の一部または全部を減免する中堅・中小企業*4、個人事業者
<b>主な要件</b>	<b>主な要件</b>
<p>■①または②のいずれか</p> <p>① 国の家賃支給給付金の給付対象事業者</p> <p>② 国の家賃支援給付金の給付対象事業者ではないが、余市町内に本支店等事業拠点があり、令和2年5月1日～12月31日の間に家賃等を支払う次のいずれにもあてはまる事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年1月～12月の売上について、1ヶ月で前年同月比▲25%以上または、連続する3ヶ月の合計で前年同月比▲15%以上</li> <li>・自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること</li> </ul>	<p>■余市町内に本支店等事業拠点を有する事業者に対し、令和2年5月1日～12月31日間分の家賃・地代の全部または一部減免を行っていること</p>
<b>助成額</b>	<b>助成額</b>
<p>■家賃・地代の額*5×1/3×2か月 (助成金上限: 1ヶ月につき5万円計10万円)</p>	<p>■家賃・地代の全部または一部減免額*5×1/3×2か月 (助成金上限: 1ヶ月につき5万円計10万円)</p>
	<p>*4 資本金10億円未満のもの</p> <p>*5 家賃・地代の額: 消費税及び地方消費税等を除きます</p>
<p>・各補助（助成）金交付（支給）申請にあたっては、それぞれ余市商工会議所が発行する事業者確認書等が必要です。</p>	

問合せ 商工観光課 商工労政グループ ☎21-2125 FAX 21-2144  
余市商工会議所 ☎23-2116 FAX 22-5100